

議案第三一號

町税条例の一部を改正する件

町税条例(昭和三十三年条例第一号)の一部を別案の通り改正するものとする

提案の理由 昭和三十三年四月五日地方税法の一部が改正されたので本条例の一部を改正しようとするものである。

# 原案可決

昭和三十三年五月七日 提出

三朝町長 坂出雅

昭和三十三年五月七日 議決

三朝町長 加藤 幸太

三朝町長 加藤 幸太



改正の主要点

- 一 自動車新車税が廃止されたこと
  - 二 軽自動車税が新設されたこと
  - 三 たばこ消費税の税率が引上げられたこと
  - 四 木材引取税の税率が引下げられたこと
  - 五 その他法令の改正に伴い規定の整備をはかつたこと
- 六 口氏健康保険税が一世代平均百円増徴されるに伴い税率を  
一 部改正すること

市町村税条例(準則)の一部を改正する条例(準則)

市町村税条例(準則)(昭和三十一年四月二十四日令第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 自転車荷車税(第八十条―第九十一条)」を「第三節、軽自動車税(第八十条―第九十一条の二)」に改める。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 軽自動車税

第二十条第三項中「滞納に係る」を削り、「徴収金」の下に「でその納期限を経過したもの」を加える。

第三十一条第二項本文中「前項第二号の年額ニ、〇〇〇〇円」を「前項第二号に掲げる者に対して課する均等割」に改める。

(所得税額を課税標準として所得割を課する市町村)

第三十三条第二項中「所得税額は」の下に「法又はこれに基く政令で特別の定をする場合を除くほか」を「所得税法」の下

は「その他の所得税に関する法令」を加える。

〔課税総所得金額を課税標準として所得割を課する市町村〕

第三十三条第二項中「金額をいい、」の下に「法又はこれに基く政令で特別の定をする場合を除くほか、」を、「所得税法

」の下に「その他の所得税に関する法令」を加える。

(第三十三条第二項中「総所得金額から」の下に「(総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得

については、所得税法第九条第一項第五号の規定により計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五に相当する

金額(その金額が二万円をこえるときは、二万円)を控除した金額によるものとする。))から」を、「金額をいい、」の下に「

法又はこれに基く政令で特別の定をする場合を除くほか、」を、「所得税法」の下に「その他の所得税に関する法令」を加え

る。

第三十五条各号列記以外の部分中「納税義務者の所得を所得税法」を「納税義務者について、法又はこれに基く政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令」に改め、「従つて」の下に「その所得を」を加える。

第三十六条中「各納税義務者の所得を所得税法」を「各納税義務者について、法又はこれに基く政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令」に改め、「従つて」の下に「その所得」を加える。

第五十三条第一項中第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該年において所得が皆無となつた者又はこれに準ずると認められる者

第五十四条第一項中「同様とする」を「固定資産税について同じ」に改め、「所有者」の下に「(質権又は百年より永い存続期間の定のある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。)」を加える。

第六十八条第二項中「仮算定税額の二分の一に相当する額(市(町、村)長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額の二分の一に相当する額の範囲内において市(町、村)長が定める額とする。)」を「仮算定税額(以下この項において「仮算定税額」という。)」を当該年度の納期の数で除して得た額(市(町、村)長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市(町、村)長が定める額とする。)」をそれぞれの納期において「」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において法第三百八十九条第一項の規定による通知が行われ、当該通知に基いて算定した当該年度分の固定資産税(以下この項において「本算定税額」という。))にすでに賦課した固定資産税額が満たない場合においては、当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した固定資産税額が本算定税額をこえる場合においては、法第十七条の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当する。「第三節目転車荷車税」を「第三節軽自動車税」に改める。

第八十条の見出し中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、同条第一項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者（法第四百四十二条の二第二項の規定により当該軽自動車等が売主及び買主の共有物とみなされる場合における当該買主を含む。以下軽自動車税について同じ。）に課する。

第八十条二項中「自転車又は荷車」を「軽自動車等」に改め、「法第四百四十三条」の下に「第一項」を加え、「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第八十一条から第八十四条までを次のように改める。

（軽自動車税の課税免除）

第八十一条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

一、商品であつて使用しない軽自動車等

二、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち救急用のもの

（軽自動車税の税率）

第八十二条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一、原動機付自転車

イ、総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの

年額 五百円

ロ、総排気量が〇・〇五リットルをこえ、〇・〇九リットル以下のもの、又は定格出力が

〇・六キロワットをこえ、〇・八キロワット以下のもの

年額 八百円

ハ、総排気量が〇・〇九リットルをこえるもの又は定格出力が〇・八キロワットをこえるもの

年額 千円

二、軽自動車

イ、農耕作業用

年額 千円

ロ、その他

三、二輪の小型自動車

年額 千五百円

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

年額 二千五百円

第八十三条 軽自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

2 軽自動車税の納期は、四月十一日から同月三十日までとする。ただし、次条第一項の規定によつて課する軽自動車税の納期は、徴税令書に定めるところによる。

(軽自動車税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課徴収等)

第八十四条 軽自動車税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から月割をもつて、軽自動車税を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもつて、軽自動車税を課する。

3 第一項の賦課期日後に納税義務が消滅した場合において、当該納税義務が消滅した者からすでに徴収した軽自動車税が前項の規定によつて課することができる軽自動車税額をこえるため当該こえる部分の税額及びこれに係る徴収金をその者に還付するときは、第八十七条第二項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日に当該還付すべき税額及びこれに係る徴収金の納付があつたものとみなして、法第十八条第一項の規定を適用する。

第八十五条の見出し中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、同条中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に、「自転車又は荷車の所有者」を「原動機付自転車に係る軽自動車税の納税義務者」に、「徴収することができる。」を「徴収する。」に改める。

第八十六条(見出しを含む。)中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第八十六条の二の見出し中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、同条中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、「所有」の下に「又は使用」を加え、「自転車又は荷車」を「原動機付自転車」に改める。

第八十七条を次のように改める

(軽自動車税に関する申告)

第八十七条 軽自動車税の納税義務が発生した者は、その発生した日から十五日以内に、第二十四号様式の四による申告書を市(町、村)長に提出しなければならない。

2 軽自動車税の納税義務が消滅した者は、その消滅した日から三十日以内に、第二十四号様式の五による申告書を市(町、村)長に提出しなければならない。

3 第一項の申告書を提出した者は、当該軽自動車等について次の各号の掲げる事項のうち一以上の事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から十五日以内に、当該変更があつた事項について第二十四号様式の六による申告書を市(町、村)長に提出しなければならない。ただし、当該変更があつた事項のうち当該軽自動車等軽自動車税の納税義務の消滅の原因となるべき事項がある場合における当該事項については、この限りでない。

一 主たる定置場の位置

二 所有者の住所又は氏名若しくは名称

三 使用者の住所又は氏名若しくは名称

四 原動機の型式

五 原動機の総排気量又は定格出力

六 用途

七 形状

八 軽自動車又は二輪車の小型自動車にあつては、車両番号

第八十八条の見出し及び同条第一項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第八十九条(見出しを含む)中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第九十条の見出し中「自転車税」を「軽自動車税」に改め、同条第一項を次のように改める。

市(町、村)長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

第九十条第二項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に、「当該申請」を「当該軽自動車等について減免を受けようとする年度、期別及び税額並びに第八十七条第三項各号に掲げる事項(原動機付自転車にあつては、標識番号を含む)及び当該軽自動車等の種別を記載した申請書」に改め、同条第三項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第九十一条を次のように改める。

(原動機付自転車の標識の交付等)

第九十一条 新たに原動機付自転車に係る軽自動車税の納税義務が発生した者は、市(町、村)長に対し、第八十七条第一項の申告書を提出する際、第二十四号様式の七による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車を呈示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

2 第八十一条の規定によつて軽自動車税を課されない原動機付自転車の所有者は、その主たる定置場が、市(町、村)内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から十五日以内に、市(町、村)長に対し、第二十四号様式の七による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車を呈示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車が第八十一条の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車の所有者についても、また、同様とする。

3 市(町、村)長は、前二項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に、表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

4 第一項及び第二項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式は、それぞれ第二十五号様式及び第二十六号様式による。

5 第一項又は第二項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市(町、村)長の指示に従い、これを当該原動機付自転車の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。



6 第一項の標識及び第三項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車に係る軽自動車税の納税義務が消滅した者は、市（町、村）長に対し、第八十七条第二項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7 第二項の標識及び第三項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車を所有しないこととなったとき又は当該原動機付自転車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から十五日以内に、市（町、村）長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 第一項又は第二項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を市（町、村）長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、  
百 円を納めなければならない。

9 第一項又は第二項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。  
第九十一条の次に次の一条を加える。

（軽自動車税の納税証明書の交付）

第九十一条の二 市（町、村）長は、二輪の小型自動車について現に軽自動車税の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである場合においては、当該二輪の小型自動車に係る軽自動車税の納税義務者の申請によつて、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

2 前項の証明書の様式は、第二十六号様式の二による。

第九十三条中「百分の九」を「百分の十一」に改める。

第一百九条第二項中「三十日」を「三月」に改める。

第一百九条第二項中「三十日」を「三月」に改める。  
第九十三条中「百分の九」を「百分の十一」に改める。  
第一百九条中「百分の四」を「百分の十一」に改める。

第四百十六条中「百分の三・〇」とあるを「百分の二・〇八」に、「二百十円」とあるを「二百十円」に、「四百五十円」とあるを「四百六十円」に改める

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、木材取引税に関する改正規定は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の市(町、村)税条例(以下「新条例」という。)の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、昭和三十三年度分の市(町、村)税から適用する。

(経過措置)

3 昭和三十三年度分の軽自動車税に限り、新条例第八十三条第二項中「四月十日から同月三十日」とあるのは「昭和三十三年五月十日から同月三十日」と、同条例第八十七条第一項中「発生した者は、その発生した日」とあるのは「発生した者(地方税法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五四号)の施行の際市(町、村)内に主たる定置場が所在する軽自動車又は二輪の小型自動車について現に県が課する自動車税の納税義務を有していた者のうち引き続きその主たる定置場を市(町、村)外に移すことなく当該軽自動車又は二輪の小型自動車を所有するもので当該自動車税の納税義務が発生した旨を記載して申告書をすでに県に提出しているものを除く。）」は、その発生した日(この条例の施行の日までの間に納税義務が発生した者にあつては、この条例の施行の日とする。）」と、同条例第九十一条第二項中「発生した日」とあるのは「発生した日(この条例の施行の日までの間にその事由が発生したときは、この条例の施行の日とする。）」と読み替えるものとする。

4 新条例第九十一条第二項前段の規定は、昭和三十三年四月一日において、同条例第八十一条の規定によつて軽自動車税を課されないこととなる原動機付自転車を所有している者（法第四百四十二条の二第二項の規定により当該原動機付自転車が売主及び買主の共有物とみなされる場合における当該買主を含む。）に対しても適用があるものとする。この場合においては、同条例第九十一条第二項前段中「その主たる定置場が市（町、村）内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日」とあるのは、「この条例の施行の日」と読み替えるものとする。

5 原動機付自転車の標識は、新条例第九十一条第四項の規定に基く同条例第二十五号様式（以下次項において「新様式」という。）の規定にかかわらず、別に市（町、村）長が指定する日までの間は、改正前の市（町、村）税条例第二十五号様式（以下次項において「旧様式」という。）によることができる。

6 前項の規定により旧様式による標識の交付を受けた者は、規則の定めるところにより市（町、村）長が指定する期間内に当該標識を新様式による標識に取り替えなければならない。

7 新条例第九十三条の規定は、昭和三十三年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用するものとし、同日前に係る分については、なお従前の例による。

8 改正前の市（町、村）税条例の規定に基いて課した、又は課すべきであつた市町村税については、なお従前の例による。

9 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる市町村税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。